

宮代町手話言語条例（素案）

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話を必要とする人は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、手話を必要とする人は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることが容易にできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として明記されました。

これを受け、宮代町は手話が言語であるということを全ての町民が理解し合い、ともに支え合い、手話を使って安心して暮らすことができることを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及に関し、基本理念を定め、町の責務、町民の役割及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ともに支え合う地域社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「手話を必要とする人」とは聴覚障がい者のうち手話を使い日常生活をおくる者をいいます。

（基本理念）

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、町民が手話により意思疎通を行う権利を尊重することを基本とします。

（町の責務）

第4条 町は、基本理念にのっとり、手話の普及と、手話を必要とする人があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を推進するものとします。

（町民の役割）

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、町の施策に協力するよう努めるものとします。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする人が働きやすい環

境を整備するよう努めるものとします。

(施策の推進方針)

第7条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針(以下「推進方針」という。)を策定するものとします。

(1) 手話の理解及び普及に関すること

(2) 手話による情報の取得及び手話を使いやすくする環境づくりに関すること

(3) 手話による意思疎通の支援に関すること

(4) その他町長が必要と認めること

2 町は、推進方針を、町の施策や別に定める障がい者に関する計画との調和を保ちながら策定するものとします。

3 町は、推進方針について、手話を必要とする人その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとします。

(財政措置)

第8条 町は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。